

平成25年度版

子どもたちが安心して活動できる 学校であるために

群馬県小学校長会
群馬県中学校長会
小・中学校長会倫理委員会

1 はじめに

子どもたちが安心して活動できる学校であるためには、教職員が高い使命感をもち、誇りと情熱をもって教育できる職場環境づくりを最優先し、信頼される学校づくりに努めなければならない。そこで、小・中学校長会倫理委員会では現状に鑑み、教職員の倫理に関する諸問題とその対策について鋭意検討を重ねてきた。

また、群馬県教育委員会では、「群馬県教育委員会懲戒処分指針」及び「群馬県教育委員会の懲戒処分に関する公表基準」に基づき、教職員による非違行為の未然防止、及び綱紀の一層の保持を厳しく促している。

各小・中学校においては、校長自らが倫理意識を一層高めるとともに、校長が教職員に対して指導・啓発を行う際、このリーフレットを指導の手引きとして積極的に活用することを願っている。

2 教職員への指導・啓発のあり方

○ 教職員が職責を自覚し自己研鑽できるよう努める

義務教育の目的は、社会において自立的に生きる基礎を培い、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことであり、教職員の使命は調和のとれた教育を実現することである。そのために、教職員は児童生徒や保護者はもとより、広く社会から尊敬され、信頼される資質を持つ必要がある。

校長は、教職員が職責を自覚し、「教育に対する強い情熱」「教職の専門家としての確かな力量」「総合的な人間力」を高めることができるよう職場環境を整え、日常的に指導する必要がある。

○ 教職員の使命感・倫理意識を高める

校長は、日頃から社会常識や社会規範を踏まえて行動することを教職員に指導する。具体的には、自己の勝手な都合や甘えとも思われるような勤務態度、学校教育を担う自覚や使命感の欠如、立場を忘れた軽薄な行動等がないよう日常の観察・指導をしっかりと行う。また、非常識な言動や熱意を感じない指導で、児童生徒や保護者はもとより地域の信頼を損なうことがないよう、校内研修や職員会議などを通して、教職員の使命感・倫理意識を高める必要がある。

○ 社会の変化や教育改革に対応できる教職員の育成に努める

社会が激しく変化する中で、多様化する児童生徒や保護者、複雑化する業務、厳しい社会評価など、教職員の勤務環境が大きく変化し、教育改革に関わる諸施策も次々と打ち出されている。

校長は、こうした状況に正面から向き合い、積極的に教職員への指導・助言に取り組み、心身が安定した状態で職務に精励できる勤務環境づくりと社会の変化や教育改革に柔軟に対応できる教職員の育成に努める必要がある。

3 具体的方策

(1) 不適切な行為の防止

【人権侵害の防止】

- ・ 児童生徒の人権に配慮した言葉遣いや態度などを心がけさせ、誤解を与えるような言動がないよう指導する。
- ・ 教職員の人権意識を高め、職権や立場を用いて行う嫌がらせ等の防止に努めさせる。

【体罰の根絶】

- ・ 体罰は、絶対に許されない行為であることを具体的・継続的に指導する。

○「体罰に関するガイドライン」(平成22年7月群馬県教育委員会)

- (1) 教職員の共通認識 ①児童生徒には冷静かつ毅然とした態度で指導 ②部活動の意義を再確認 ③生徒指導に関する共通理解 ④体罰を引き起こす土壌や認める体質がないか点検・確認
- (2) 教職員の資質向上 ①研修会による体罰に対する自覚や認識 ②体罰の法的な位置づけ、責任・処分等の再確認 ③体罰に頼らない指導のあり方の研究 ④カウンセリングマインドの育成 ⑤児童生徒の多様化する考え方や価値観の実態把握と対応の研究
- (3) 生徒指導体制の充実 ①教職員の共通理解と指導の連携 ②学年・分掌組織を生かした児童生徒への指導 ③学校全体での組織的な指導 ④教職員が相互点検できる体制づくり ⑤報告・連絡・相談体制の見直し

【性的問題の未然防止】

- ・ 勤務時間の内外を問わず、わいせつ行為、セクハラ等の防止に向け、きめ細かな指導を行う。

(2) 交通違反・事故の防止

【飲酒運転の根絶】

- ・ 「飲んだら乗るな・乗るなら飲むな」を徹底し、飲酒後は車両の運転を絶対しないよう指導する。
- ・ 翌朝までアルコールが残り、飲酒運転・酒気帯び運転となることがないよう指導する。

【速度違反・交通事故の根絶】

- ・ 交通ルールを遵守し、時間的・精神的な余裕をもって運転するよう日常的に指導する。

(3) 学校の危機管理

【いじめの未然防止】

- ・ いじめをさせない・許さない学級・学校づくりに努める。
- ・ 児童生徒間のいじめや暴力行為を早期発見・対応できる校内体制づくりに努める。

○「子どもたちの輝く笑顔のために」(平成23年9月群馬県教育委員会)

～いじめ問題の未然防止に向けた7つの視点～

- ①全教職員による生徒指導体制づくり、②未然防止に向けた教育相談体制づくり、③家庭・地域に開かれた環境づくり
- ④人権意識の向上を図る態勢づくり、⑤学び合いを大切にした授業づくり、⑥学級活動を通じた人間関係づくり
- ⑦学級を越えた幅広い人間関係づくり

○ 教師が知っておきたい子どもの自殺予防(平成21年3月文部科学省)

【児童生徒の安全確保】

- ・ 児童生徒の安全管理について、日常の指導態勢・緊急時の指導体制を整え、常に有効に機能し、迅速に対応できるよう指導する。
- ・ 防災教育の充実を図るとともに、防災マニュアルを見直し、緊急時の対応の徹底に努める。
- ・ 家庭や地域住民、警察等の関係諸機関と連携・協力し、地域ぐるみの安全施策を実施する。

【施設・設備等の安全管理】

- ・ 定期的及び適時の点検を実施して危険箇所の早期発見・早期処置に努め、事故防止の徹底を図る。

【公簿・金銭等の指導・管理】

- ・ 公簿の作成、学校備品の活用と管理、公金や私金の管理等に関する教職員の意識を高める。
- ・ 公簿・公金の適切な処理・管理について指導の徹底を図るとともに、会計簿・預金通帳等の複数での点検・確認を実施する。

【個人情報保護の保護】

- ・ 個人情報に関する申し合わせ事項を確認するなどして、個人情報保護に対する教職員の意識を高めるとともに、適正な個人情報の取り扱いについて共通実践を図る。
- ・ 緊急やむを得ず電子情報を含む個人情報を学校外へ持ち出す場合には、情報管理者の許可を得る、記録簿に記入するなどのルールを徹底し、漏えい等(データの滅失、き損など)を未然に防止する。

【薬品や危険物等の管理】

- ・ 薬品、石油、ガスボンベ等危険物の適切な保管・管理及び廃棄について指導する。
- ・ 保管庫、棚等の整理整頓や定期点検に努めさせ、事故を未然に防止する。

(4) 心身の健康保持

【良好な勤務環境とメンタルヘルス保持】

- ・ 良好な職場の人間関係をつくるなど勤務環境を向上させることにより、職場におけるストレス要因の軽減・除去への配慮を怠らず、個々の職員の心身の健康の増進を図る。
- ・ 心が不健康な状態になったときに見られる言動等を理解し、教職員の変化を早期に把握して対応する。
(例：遅刻や早退が多い、仕事が手につかない、単純なミスが目立つ、的を射ない発言をする等)

(5) 日常の人事管理

- ・ 服務規律に関する校内倫理（服務規律）委員会の活用を図る。
- ・ 出勤、退勤、校務分掌、事務処理等、勤務状況の把握と指導に努める。
- ・ 授業内容・工夫、熱意等、日常の授業実践の把握と助言に努める。
- ・ 社会性、協調性等、人間関係に関する実態把握と助言に努める。
- ・ 健康状況、家庭状況等の把握と助言に努める。
- ・ 保護者や来校者、また地域との対応において、信頼される言動に努める。
- ・ 携帯電話やパソコン（インターネット）の適正な使用の指導に努める。

4 問題発生時の対応

問題発生は学校の危機であり、迅速かつ適切に対応することで、学校への信頼関係を維持するように努める。

＜問題の発生＞	＜対 応＞
校長・副校長・教頭 ← 状況報告 ↓	○管理職を情報の窓口として一元的に対応する。
①事実の把握→【緊急対策委員会】 情報の収集（関係職員） ＊教育委員会へ報告 ↓	○問題の程度が深刻な場合は、ただちに緊急対策委員会を開く。 ○問題の状況を精査し、事実を正確に記録する。 ○教育委員会へ報告する。
②判断・指示・役割分担の決定 ＊組織的な対応 → 当事者 （臨時職員会議）（個別に対応） ＊教育委員会へ報告 ＊外部（関係機関、報道等） との連携・対応 ＊全校集会 ↓	○当事者への個別対応に重点をおく。 ○教育委員会へ報告する。 ○報道等への対応は、管理職を窓口として一本化する。 ○必要に応じて、全校集会や学年集会などを開いて対応する。 児童生徒の心のケアにも取り組む。
③説明 ＊PTA役員会 ＊緊急保護者会（保護者・ 地域の関係者） ↓	○問題についてPTA役員会等へ報告・事情説明をする。 ○必要に応じて緊急保護者会の開催などを協議する。
④指導体制の見直し→教育委員会 （報告） ↓	○職員会議で、問題についての反省や指導体制の見直しにつ いて協議する。 ○経過については、時系列に沿って適宜、教育委員会へ報告 し、指導・助言を受ける。
⑤再発防止	○学校の対応を反省し、改善すべき点を引き継ぎ、再発防止 に取り組む。

5 チェックリスト

不適切な行為の防止	☐ 教職員は教育公務員としてふさわしい見識と品位を保持する努力をしているか。 ☐ 人権尊重の精神を基盤とし、教職員による体罰・暴言などを看過しない校内体制ができているか。 ☐ 勤務時間の内外を問わず、暴力行為、わいせつ行為、セクハラ等の防止に努めているか。 ☐ 酒席での言動や金銭上の誤解や疑惑をもたれないよう教職員に指導しているか。
交通違反・事故の防止	☐ 交通ルール遵守の意識を教職員一人一人に徹底しているか。 ☐ 飲酒・酒気帯び運転根絶に対する意識を教職員一人一人に徹底しているか。 ☐ スピード違反や交通事故を起こした場合、管理職への報告義務があることを全教職員に認識させているか。 ☐ 事故の相手への対応は適切に行われているか。
学校の危機管理	☐ いじめをさせない、許さない学級・学校づくりに努めているか。 ☐ 児童生徒間のいじめや暴力行為を早期発見・対応できる校内体制ができているか。 ☐ 安全管理について、日常の指導態勢と緊急時のマニュアルができているか。 ☐ 防災教育の充実、防災マニュアルの見直しや緊急時の対応の徹底に努めているか。 ☐ 必要な情報が正確・迅速に管理職及び全職員に伝達される校内体制ができているか。 ☐ 家庭、地域諸団体と連携・協力し、安全施策を実施しているか。 ☐ 施設設備の日常点検による危険箇所の発見、応急措置の校内体制ができているか。 ☐ 経理事務の適正化と複数での校内チェック体制ができているか。 ☐ 個人情報保護に関する共通理解を図るとともに、事故防止の徹底に努めているか。 ☐ インターネットの利用やUSBメモリ等の紛失・盗難による個人情報の流出防止のための情報管理はできているか。 ☐ 指導要録などの公文書の持ち出し禁止等、適正な扱いが徹底しているか。 ☐ 学年だよりや各種広報などにおいて、外部への発行物の内容の適否や差別用語の有無など事前指導・点検はできているか。 ☐ 薬品や危険物等の保管・管理及び不要になったものの処理は適切に行われているか。 ☐ 保護者や地域からの要望等に対して、誠意ある対応が迅速にできているか。
心身の健康保持	☐ 教職員が仕事上の悩み等を気軽に相談し、支え合う雰囲気が醸成されているか。 ☐ 教職員の参画意識・志気の高揚に配慮した職場づくりに努めているか。 ☐ 学校業務の改善や部活動の適正化を図ることにより、教職員の多忙感の解消に努め、教職員の健康の保持増進に配慮しているか。
日常の人事管理	☐ 服務規律を遵守させるため、校内倫理（服務規律）委員会を機能させているか。 ☐ 日常的に校内巡視や授業を参観するなど、教職員の教育実践の把握と助言に努めているか。 ☐ 休憩時間の確保を工夫するなど、潤いのある職場づくりに努めているか。 ☐ 遅刻、無断欠勤、無断外出、勤務時間終了前の帰宅、勤務時間中の職務以外の活動の厳禁等、勤務時間管理が適正に行われているか。 ☐ 休暇・職免・出張・研修等の届けや承認申請の手続きが適切になされているか。 ☐ 報告書・復命書の提出など必要となる事後処理は確実にできているか。 ☐ 特定の教職員に仕事が偏るなど過重負担にならない配慮をしているか。 ☐ 不公平感を抱かせないような教職員への接し方に配慮しているか。 ☐ 産休、育休、病休等で、現在は学校に勤務していない教職員を含め一人一人の特性、健康状態、家庭状況等を把握し、適切に対処しているか。

(平成25年3月 小・中学校長会倫理委員会)

教職員のためのチェックリスト

不適切な行為の防止	☐ 常に教育公務員としてふさわしい見識と品位を保持する努力をしているか。 ☐ 人権尊重の精神を基盤とし、体罰・暴言などを行わない意識と努力をしているか。 ☐ 勤務時間の内外を問わず、暴力行為、わいせつ行為、セクハラ等の防止に努めているか。 ☐ 酒席での言動、金銭上の誤解や疑惑をもたれないよう注意しているか。
交通違反・事故の防止	☐ 常に交通ルール遵守の意識をもっているか。 ☐ 常に飲酒・酒気帯び運転根絶に対する意識をもっているか。 ☐ スピード違反や交通事故を起こした場合、管理職への報告義務があることを理解しているか。 ☐ 事故を起こした場合の相手への対応は、誠意をもって適切に行っているか。
学校の危機管理	☐ いじめをさせない、許さない学級・学校づくりに努めているか。 ☐ 児童生徒間のいじめや暴力行為を早期発見・対応できる校内体制ができているか。 ☐ 安全管理について、日常の指導態勢と緊急時のマニュアルができているか。 ☐ 防災教育の充実、防災マニュアルの見直しや緊急時の対応の徹底に努めているか。 ☐ 必要な情報が正確・迅速に管理職及び全職員に伝達される校内体制ができているか。 ☐ 家庭、地域諸団体と連携・協力し、安全施策を実施しているか。 ☐ 施設設備の日常点検による危険箇所の発見、応急措置の校内体制ができているか。 ☐ 経理事務の適正化と複数での校内チェック体制ができているか。 ☐ 個人情報保護に関する共通理解・実践により、事故の未然防止に努めているか。 ☐ インターネットの利用やUSBメモリ等の紛失・盗難による個人情報の流出防止のための情報管理はできているか。 ☐ 指導要録などの公文書の持ち出し禁止等、適正な扱いが徹底しているか。 ☐ 学年だよりや各種広報などにおいて、外部への発行物の内容の適否や差別用語の有無など事前指導・点検はできているか。 ☐ 薬品や危険物等の保管・管理及び不要になったものの処理は適切に行っているか。 ☐ 保護者や地域からの要望等に対して、誠意ある対応が迅速にできているか。
心身の健康保持	☐ 仕事上の悩み等を管理職や同僚に気軽に相談し、支え合う雰囲気ができているか。 ☐ 学校運営への参画意識や相互に志気を高めるような職場づくりに努めているか。 ☐ 学校業務の改善や部活動の適正化を図ることにより、勤務の多忙感の解消に努めるとともに、自らの健康の保持増進に努めているか。
日常の勤務状況	☐ 服務規律を遵守するための校内倫理（服務規律）委員会は機能しているか。 ☐ 相互に授業を参観する、行事等で助言や協力を惜しまないなど、授業力の向上や教育活動の充実に努めているか。 ☐ 休憩時間の確保の工夫など、潤いのある職場づくりに努めているか。 ☐ 遅刻、無断欠勤、無断外出、勤務時間終了前の帰宅、勤務時間中の職務以外の活動の厳禁等、勤務時間内の行動は適正に行っているか。 ☐ 休暇・職免・出張・研修等の届けや承認申請の手続きを適切に行っているか。 ☐ 報告書・復命書の提出など必要となる事後処理は確実にできているか。 ☐ 特定の教職員に仕事が偏らないよう、分担・協力して業務が遂行されているか。 ☐ 教職員相互の信頼関係が深まるよう、適切なコミュニケーションに努めているか。 ☐ 教職員一人一人の特性、健康状態、家庭状況等を踏まえ、連携・協力し合う意識・体制になっているか。

小・中学校長会倫理委員会リーフレット作成の目的・経緯

○ リーフレット作成の目的

小・中学校長会倫理委員会は群馬県小・中学校長会の特別委員会に位置づけられ平成12年4月1日設置された。全国的にも本県でも教職員の不祥事が続いていたことを憂慮し、校長として教職員の倫理観の高揚を図り、不祥事等の未然防止を図る必要があると判断して、平成13年度に指導資料としてリーフレットを作成し、平成14年度から活用を始めた。

県内の全小・中学校の校長がこのリーフレットを基に、自校の教職員への日常的・具体的な指導を行うことを目的としたものである。

○ リーフレットの名称の決定

平成13年度のリーフレット作成のための検討段階では、タイトルが「教職員の倫理規律の確立に向けて」という原案であった。その後、検討を重ね、最終的には、下記のタイトル・サブタイトルに決定した。

タイトル 「子どもたちが安心して活動できる学校であるために」

サブタイトル 「教職員としての使命感や倫理意識の高揚を図りましょう！」

○ 「チェックリスト」も校長の指導用資料として作成した。

○ サブタイトルの変化

平成14年度 「教職員としての使命感や倫理意識の高揚を図りましょう！」

平成19年度 「教職員が使命感や誇りを高め、情熱をもって指導できるように努めよう」

平成21年度 「教職員が使命感や誇りを高め、情熱をもって教育できるように努めよう」

平成22年度 「教職員が使命感を高め、誇りや情熱をもって教育できるように努めよう」

平成23年度 サブタイトルを削除

○ 平成15年度に校長による万引き事件が発生 → 校長会としての「緊急アピール」

緊急アピール

校長の皆様へ

このたび、公立小学校長が起こした不祥事は、学校の最高責任者としてあるまじき行為であり、児童生徒はもとより、保護者、県民の学校教育に対する期待や信頼を著しく失墜させるものである。

今後、二度とこうした不祥事を繰り返さないため、群馬県公立小中学校長会として、以下の決意を確認し、校長自らの服務規律の遵守・徹底等を期するものである。

記

- 1 校長は、確固たる使命感や高度な倫理意識を再確認するとともに、教職員を指導・監督する学校の最高責任者として、信頼される学校づくりに専心する。
- 2 校長は、日々自己研鑽に務め、自らの教育理念を高めるとともに、教職員の円滑な人間関係を醸成し、よりよい職場環境づくりに努める。
- 3 校長は、豊かな情操や徳性、高い知性を備えた、心身ともにたくましい児童生徒の育成を目指し、地域とともに、よりよい教育環境づくりに努める。

平成15年11月6日

群馬県小学校長会
群馬県中学校長会
小・中学校長会倫理委員会

○ 平成25年度に「ダイジェスト版」（掲示用）と「教職員のためのチェックリスト」を追加した。